

経済的負担感を本当に軽減できる「子育て支援給付」のあり方

安心して子どもを育てるために 「児童手当」は月2万円以上欲しい

明治安田生活福祉研究所(社長 鶴直明)は、今年から設けられた「家族の日」(11月18日)にちなんで、子育ての経済的負担感を本当に軽減できる「子育て支援給付」のあり方について、独自のアンケート調査結果を踏まえたレポートを発表します。

本調査の目的と特徴、問題意識	P 2
調査要領	P 4
有効回答の基本属性	P 5
調査結果	P 6

.「子育て支援給付」の認知度	P 6
1.「子育て支援給付」の認知度は18.0%(未婚男女)	P 6
2.正しく知ること、経済的負担感は和らぐか	P 7
3.未婚者の認知度向上が重要	P 8
.「子育て支援給付」の必要額	P 9
1.安心して子どもを育てるためには、いくら必要か	P 9
ア.「児童手当」は月2.1万円(1.1~1.6万円不足)	P 9
イ.「出産育児一時金」は46万円(11万円不足)	P 11
ウ.「出産手当金」は月収の72%(5%不足)	P 12
エ.「育児休業給付」は月収の54%(4%不足)	P 13
2.「児童手当」で子育て費用はどの程度賄えるか	P 15
3.「児童手当」の国際比較	P 16
4.必要額を支給するための財源	P 17

調査票(質問票)	P 18
----------	-------	------

ご照会先	(株)明治安田生活福祉研究所 河本淳孝・碓井秀夫	電話 Eメール URL	03-3283-9297 kawamoto@myilw.co.jp http://www.myilw.co.jp/
------	-----------------------------	-------------------	---

本調査の目的と特徴、問題意識

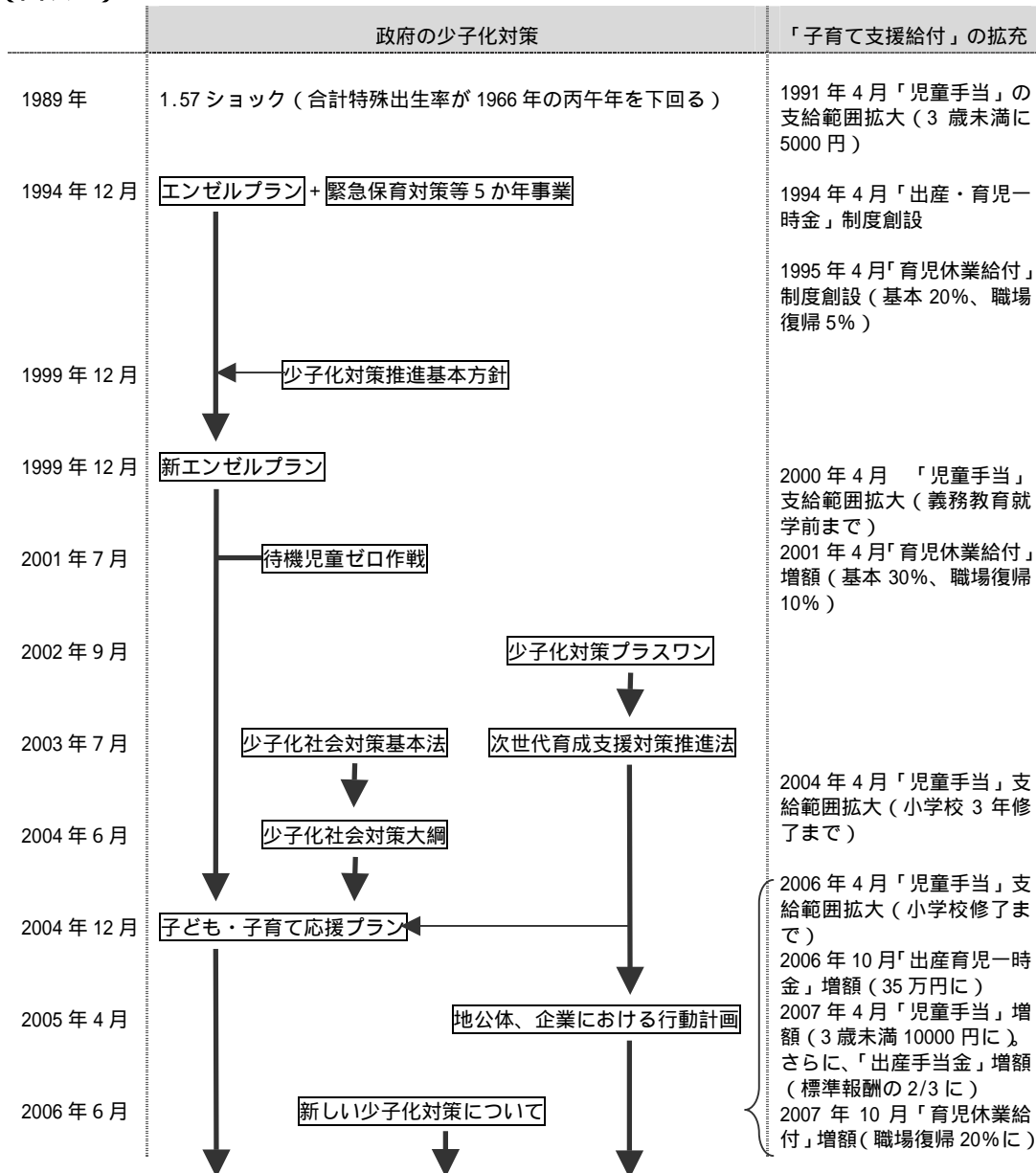
1. 本調査の目的

当研究所では、2005年から毎年1回、結婚・出産に関するアンケート調査を実施しています。調査対象は結婚や出産・子育てに真剣に向き合う機会の多い年齢層（20代・30代）に絞り込んで、その年齢層が抱える不安や結婚・出産に対する意欲の変化などについて、関係する他の調査結果や研究論文等を参考にしながら、独自の視点で明らかにする調査です。

2. 2007年調査の特徴

少子化対策の実効性を考えるうえで欠かせない論点でありながら、日本ではまだまだ議論されていない「子育て支援給付」の認知度と必要額を取り上げます。また、「子育て支援給付」の必要額については、それを支給するための財源についても考えてみました。

(図表1)



3. 2007年調査の問題意識

ア. 「子育て支援給付」の認知度について (P6~8)

「子育て支援給付」が拡充され相応の予算が割り当てられたとしても、肝心の結婚・出産適齢層にその情報が伝わっていなければ、期待したほどの効果は得られないかもしれません。

政府は1.57ショック以降、さまざまな少子化対策を発表してきました。また、それらの対策に沿うかたちで、「児童手当」の拡充、「育児休業給付」の創設など「子育て支援給付」への予算配分を増額しました(P2の図表1)。しかしながら、もし、そのような情報が結婚・出産適齢層にしっかりと伝わっていないとすると、政策としての有効性は大幅に減殺されることになります。欧州には、社会保障給付の水準を引き上げた後に、その認知度・周知度を調査して、政策の実効性を検証する国があります。

イ. 「子育て支援給付」の必要額について (P9~17)

子どもを持つ生き方に魅力を感じてもらうためには、子育て費用の負担感を減らす必要があります。現在の日本の「子育て支援給付」の水準は、本当に安心して子どもを生み育てることができる水準と言えるでしょうか。仮に、現在の給付額がそのような水準に届いていないとすると、政策としての有効性に懸念が生じます。もちろん、給付額の水準を引き上げる場合には財源が必要です(P17「必要額を支給するための財源」参照)。

「児童手当」等の「子育て支援給付」の効果については、否定的な見解も存在しますが、その一方で、少子化が進む原因は、多くの調査結果や研究論文等がこれまでに指摘しているとおり、やはり、子育て費用(教育費を含む)の負担が重たいという点が第一にあげられます。子どもがいる世帯と子どもがいない世帯との経済的な余裕に差が生じるのは、一面仕方がないことのように思えるのですが、そのような差がある水準を越えて広がると、子どもを持たない生き方に経済的な合理性を感じる若者が増えてしまいます。

わが国の「子育て支援給付」

子どもを持つか持たないか、あるいは何人持つかという選択は、リプロダクティブ・ライツを持つ個人が、子どもを1人持つための費用と効用(健康・心理面も含む)を考えながら決めるものです。したがって、子どもを持つための費用が相対的に上昇すると、夫婦の出生率は低下します。子育て費用には、「直接的な子育て費用」と「子育ての機会費用(子育てにより失われる費用)」があり、日本では「現金」、「現物」、「減税・免除等」の支援給付が導入されています(図表2)。

(図表2) わが国の「子育て支援給付」

	現金	現物	減税・免除等
直接的な子育て費用を支援	児童手当等		扶養控除等
子育ての機会費用を支援	育児休業給付等	保育・教育サービス短時間労働制導入等	社会保険料免除等

「現金」と「減税・免除等」は、実質的な経済効果は類似していますが、「減税」は高所得者ほど経済効果が高く、「子育て支援給付」にそのような意味合いを持たせる必要が本当にあるのか、十分な検討が必要です。

調査要領

(1) 調査対象地域	1 都 3 県 (東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県)
(2) 調査対象者	20 代・30 代の男女 (有効回答数: 753 人)
(3) 調査方法	訪問留置法 (回収は郵送)
(4) 抽出方法	割当無作為抽出法 (quota random sampling) 以下の 16 セルの基本属性別に無作為抽出 配偶関係別 (未婚/既婚) 性別 (男性/女性) 年齢階層別 (20 - 24 歳/25 - 29 歳/30 - 34 歳/35 - 39 歳)
(5) 回収方法	上記の基本属性 16 セル別に、分析可能な回収数に達するまで先着順で回収
(6) 調査時期	平成 19 年 3 月
(7) 回答の補正 (ウエイト・バック)	「平成 17 年国勢調査」の人口構成を用いて集計結果を補正
(8) 有意差の検定	「カイ 2 乗検定」および「T 検定」

調査要領の補足

(1) 調査対象地域: 産業労働者の集中度が相対的に高い地域を調査対象とした。企業・職域単位での出産・子育て支援施策等についても示唆を得ることを考慮したためである。

(2) 調査対象者: 結婚や出産・子育てというライフイベントに対して自らのこととして真剣に向き合う機会が多い 20 代・30 代 (本稿では「結婚・出産適齢層」と表現) を調査対象とした。

(4) 抽出方法: 調査会社 (株式会社 JMA) が保有する調査パネル (2007 年 2 月現在、1 都 3 県で約 15,000 人) から、(4) に示した 16 セルの基本属性別に無作為抽出した。

(7) 回答の補正 (ウエイト・バック): 16 セルの基本属性別に分析可能な回収数を確保したため、有効回答者の集団はわが国の性別・未既婚別・年齢別の人口構成を代表していない。そこで、直近の国勢調査の人口構成を用いて集計結果を補正することで代表性を補完した。

(8) 有意差の検定: 「カイ 2 乗検定」および「T 検定」は、複数の結果の間に生じた差異が統計学的に意味がある差異かどうかを判定する基準である。

有効回答の基本属性

		独身者		既婚者		計	
		回答数(人)	構成比(%)	回答数(人)	構成比(%)	回答数(人)	構成比(%)
男性	20～24歳	49	25.5	18	10.8	67	18.7
	25～29歳	49	25.5	53	31.7	102	28.4
	30～34歳	47	24.5	46	27.5	93	25.9
	35～39歳	47	24.5	50	29.9	97	27.0
男性計		192	100.0	167	100.0	359	100.0
女性	20～24歳	53	26.2	36	18.8	89	22.6
	25～29歳	49	24.3	52	27.1	101	25.6
	30～34歳	47	23.3	52	27.1	99	25.1
	35～39歳	53	26.2	52	27.1	105	26.6
女性計		202	100.0	192	100.0	394	100.0
男女計		394		359		753	

集計結果の分析にあたっては、平成17年国勢調査の人口構成を用いて有効回答数を補正しています。

調査結果

「子育て支援給付」の認知度

1. 「子育て支援給付」の認知度は18.0%（未婚男女）--予想以上に低い認知度の実態--

結婚・出産適齢層（20代・30代）は、「児童手当」や「育児休業給付」の給付水準についてどの程度の知識を持っているのでしょうか。図表3は、「子育て支援給付」12項目（図表4）について、結婚・出産適齢層がどれだけ知っていたかを調査した結果です。

（図表3） 「子育て支援策」現金給付の認知度（12項目平均） （単位：％）

		正しく知っていた	大まかに知っていた	少しは知っていた	ほとんど知らなかった	まったく知らなかった
未婚者	男性	6.3	9.8	16.6	27.1	40.0
	女性	5.4	14.9	20.1	24.6	34.8
既婚者	男性	12.1	19.5	23.1	28.4	16.4
	女性	19.6	19.7	19.7	25.7	15.3

合計が100%にならないのは、無効回答が存在するため。

まずは未婚者の認知度をみてみましょう。「正しく知っていた」は、12項目の平均で、男性6.3%女性5.4%、「大まかに知っていた」を加えても男性16.1%女性20.3%（男女計18.0%）にとどまり、調査設計段階での予測を大幅に下回るとも低い数字でした。他方、「まったく知らなかった」は男性40.0%女性34.8%、「ほとんど知らなかった」と「まったく知らなかった」の合計は、男性67.1%女性59.4%と男女ともに過半数を上回りました。これだけ認知度が低いと、政策としての有効性は減殺される可能性があります。

既婚者は、未婚者との比較においては総じて認知度が高いものの、それでも「正しく知っていた」は、12項目の平均で男性12.1%、女性19.6%、「大まかに知っていた」を加えても31.6%、39.3%と4割に届きませんでした。一方、「知らなかった」（ほとんど+まったく）の合計は、男性44.8%女性41.0%と男女ともに4割を超えました。ちなみに、調査対象の既婚女性の約8割が出産経験者です。

（図表4） 「子育て支援給付」12項目

			「子育て支援給付」の概要	給付額・優遇額（*1）
国民年金	1	遺族年金	夫と死別した妻への給付（18歳まで）	子1人月約8.5万円
厚生年金	2	保険料免除	育児のために会社を休んだ期間の保険料を免除（最長3年）	保険料相当額優遇
健康保険	3	出産手当金	産前産後に会社を休んだ期間の所得保障として（最長98日間）	休業前賃金の2/3
	4	出産育児一時金	子を産んだ母は、一時金として	子1人35万円
	5	保険料免除	育児のために会社を休んだ期間の保険料を免除（最長3年）	保険料相当額優遇
	6	被扶養者（子）	勤め人の子は保険料負担なしで健康保険に加入できる	保険料相当額優遇
	7	窓口負担金軽減	勤め人の子は診療窓口での自己負担金の割合を軽減（3歳未満）	2割（1割軽減）
雇用保険	8	育児休業給付	育児のために会社を休んだ期間の給付（最長1年6カ月）	休業前賃金の50%
税優遇	9	扶養控除	子がいる人の所得税・住民税は優遇（課税所得額から控除）	子1人年38万円
その他	10	児童手当	子がいる世帯に児童手当として（小学校修了まで）	月0.5~1万円
	11	児童扶養手当	母子家庭手当として（18歳まで）	月0.3~4.1万円
	12	自治体独自給付	（例：東京都の場合）母子・父子手当として（18歳まで）	子1人月1.35万円

*1 2006年度の概算。給付には所得制限等の条件がある。

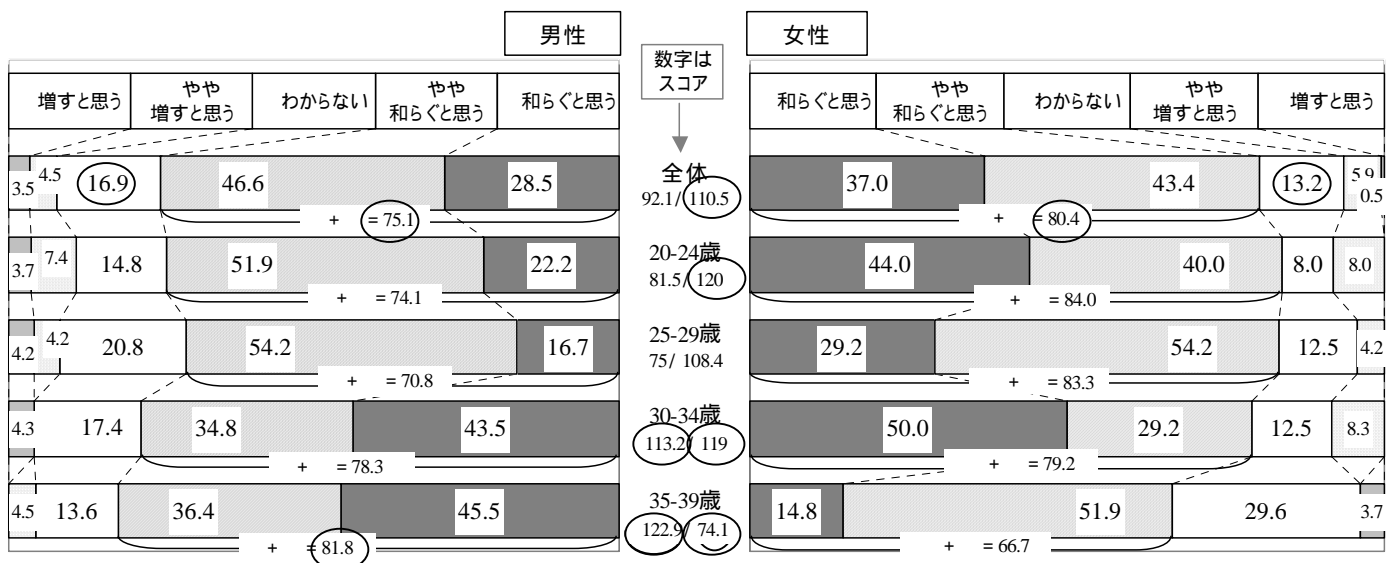
2. 正しく知ることによって経済的負担感は和らぐか

「子育て支援給付」12項目（図表4）の給付内容を知ることによって、子育ての経済的負担感は和らぐか、を未婚者に尋ねてみました。

図表5に示したとおり、男性の75.1%および女性80.4%が、「子育て支援給付」の内容を正しく知ることによって、子育てについての経済的負担感は「和らぐ」（+）と回答しました。一方、「わからない」（ ）は男女とも2割未満でした。わずかではありますが、経済的不安は「増す」（+）の回答もありました。

（図表5）正しく知ることによって経済的負担感は和らぐと思うか（未婚者）（単位：%）

<「スコア」は、 =2、 =1、 =0、 =-1、 =-2として計算>



スコアでみると、全体では男性より女性に、年齢階層別では30代前半・後半の男性、20代前半・30代前半の女性に経済的不安が「和らぐ」の回答が多く、女性は30代後半になると「和らぐ」の回答が大幅に減るといった結果でした（図表5）。

「子育て支援給付」の知識を得ることによって、経済的負担感が和らぐことが期待できます。言い換えれば、正しく知ってもらうことによって、政策としての実効性が向上する可能性があります。

たとえば、所得の低い20代前半のカップルは、「児童手当」として子ども1人当たり90万円～156万円（累計額）が支給されることを知ることによって、将来の生活設計の見通しが幾分か明るくなり、結婚や子を持つ生き方により積極的になるかもしれません。また、出産前に会社を辞めようと考えている女性は、「育児休業給付」として1年間にわたり月収の5割が国から支給されることを知ることによって、会社を辞めないで済むかもしれません。ご存知のとおり、一度会社を辞めてから再就職すると生涯年収は大幅に減少します。

「子育て支援給付」を正しく国民に知らせる努力は、少ない予算で実施できる効果的な子育て支援策かもしれません。

3. 未婚者の認知度向上が重要

< 未婚者の認知度（「子育て支援給付」4項目）>

図表6の女性の認知度をみてみましょう。「現金」給付4項目について「知っていた」未婚女性は、23.6%、38.1%、28.1%、22.1%と驚くほど少数でした。他方、「知らなかった」は48.1%、38.3%、45.1%、53.7%といずれも「知っていた」を大きく上回っています。また、男性の認知度は4項目とも女性に比べて10%前後低いという結果でした。

（図表6） 「現金給付」4項目の認知度（未婚者） （単位：%）

		知っていた (正しく+大まかに)	知らなかった (ほとんど+まったく)
児童手当	男性	15.4	60.5
	女性	23.6	48.1
出産育児一時金	男性	25.1	58.1
	女性	38.1	38.3
出産手当金	男性	20.5	64.4
	女性	28.1	45.1
育児休業給付	男性	12.4	67.9
	女性	22.1	53.7
12項目平均	男性	16.1	67.1
	女性	20.3	59.4

< 既婚者の認知度（「子育て支援給付」4項目）>

既婚女性の「知っていた」は、82.5%、84.6%、59.4%、27.0%でした（図表7）。今回の調査では既婚女性の約8割が出産経験者であったため、未婚者の認知度との差は歴然ですが、それでも「育児休業給付」についての知識がある女性は3割未満にとどまっています。また、未婚者と同様に、男性の認知度は女性に比べて相対的に低い傾向があります。

（図表7） 「現金給付」4項目の認知度（既婚者） （単位：%）

		知っていた (正しく+大まかに)	知らなかった (ほとんど+まったく)
児童手当	男性	69.7	14.3
	女性	82.5	9.9
出産育児一時金	男性	64.3	21.1
	女性	84.6	7.1
出産手当金	男性	34.2	42.7
	女性	59.4	22.8
育児休業給付	男性	12.1	53.5
	女性	27.0	47.0
12項目平均	男性	31.6	44.8
	女性	39.3	41.0

いずれにしても、現在の驚くほど低い認知度を放置するのは賢明ではありません。イギリス貿易産業省は新しい制度（権利）の認知度を調査しています。また、認知度向上という観点からは、誰にでも分かり易い制度が望まれます。たとえば、スウェーデンやかつてのイギリスのように、「児童手当」と「扶養控除」を統合することによって（予算の総額は増やさずに）国民に分かり易い制度を実現すれば、政策の実効性は向上するかもしれません。

・「子育て支援給付」の必要額

1. 安心して子どもを育てるためには、いくら必要か

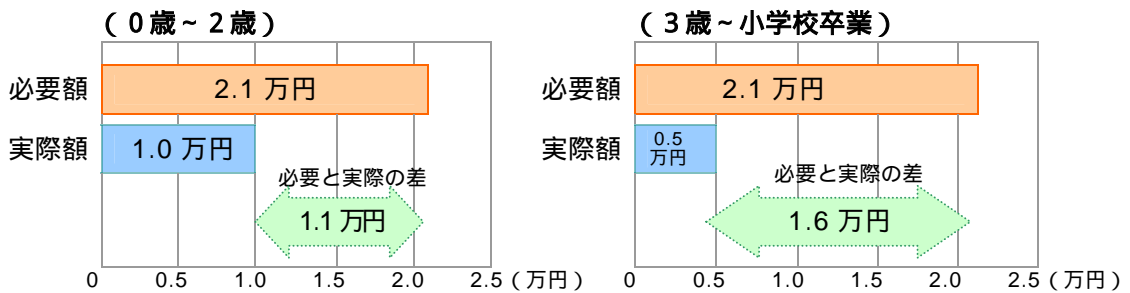
結婚・出産適齢層（20代・30代）に、「安心して子どもを育てるためには、どの程度の子育て支援給付が必要と思うか」を尋ねてみました。現在の子育て支援の支給額を回答者に知らせたうえで、支給期間や所得制限などの条件は変わらないものとして回答していただきました。「子育て支援給付」の必要額は、認知度と同様に、政策の効果を考えるうえで欠かせない論点です。

ア. 「児童手当」は月2.1万円（1.1～1.6万円不足）

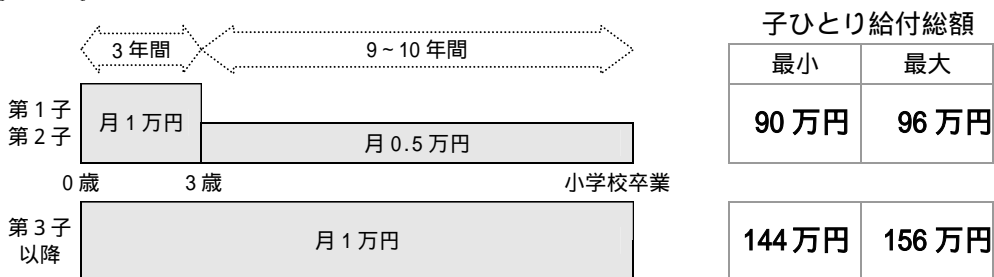
結婚・出産適齢層の平均像は、「安心して子どもを育てるためには、月額2.1万円の『児童手当』が必要」と考えているようです。現在の給付額（第1子・第2子）は月額で、1.0万円（0歳～2歳）または0.5万円（3歳～小学校卒業）ですので、月当たりの不足額は1.1万円または1.6万円になります。出生から小学校卒業までの子ども1人当たり支給総額でみると、必要額は子どもの誕生日に応じて302万円～328万円です。実際額は90万円～96万円ですので、不足額は212万円～232万円になります。

1989年の1.57ショック以降、「児童手当」は1991年、2000年、2004年、2007年の4回にわたり増額または支給期間延長されていますが、結婚・出産適齢層にとって、安心して子どもを育てることができる水準に達しているとは言えないことが分かります。

（図表8）「児童手当」（第1子・第2子）の必要額



（参考1）「児童手当」の実際額



（参考2）「児童手当」のカバー範囲

- ・ 所得の高い親には支給されない。現在の所得制限（世帯主所得で判定、右表参照）は、「支給対象年齢児童の90%に支給すること」を目標としているが、実際の支給率は公表されていない。
- ・ 支給対象児童数（2006年2月末）は約960万人
- ・ 支給総額（2005年度）は約6249億円

所得制限（単位：万円）

扶養親族	自営業者	会社員等
0人	460.0	532.0
1人	498.0	570.0
2人	536.0	608.0
3人	574.0	646.0
4人	612.0	684.0
5人	650.0	722.0

< 親の属性別の「児童手当」必要額 >

現在の「児童手当」は所得制限を除くと親の属性に配慮していませんが、「児童手当」の必要額は親の属性で異なります。親の属性別に給付額を調整することによって、「子育て支援給付」の実効性を向上させることができるかもしれません。

未婚・既婚別

未婚 2.3 万円に対して既婚 1.8 万円と、未婚の必要額が 0.5 万円多いという結果でした。結婚・出産の経験がない未婚者は、子育て費用に対する経済的負担感が相対的に大きいでしょう。

(図表 9) 未婚・既婚別の必要額 (単位: 万円)

	未婚	既婚	合計
男性	2.3	2.0	2.2
女性	2.3	1.6	1.9
合計	2.3	1.8	2.1

子どもあり・子どもなし別

子どもあり 1.7 万円に対して子どもなし 2.3 万円と、両者の間に 0.6 万円の差がありました。未婚・既婚別、男女別よりも大きな差でした。出産・育児を一度経験すると、家計のやりくりにある程度の見通しがつけられるようになるでしょう。必要以上の経済的不安を持たなくて済むのかもしれない。また、第 2 子以降は第 1 子に比べてお金がかからないと考える人も少なくないでしょう。

(図表 10) 子どもあり・なし別の必要額 (単位: 万円)

	未婚	既婚	合計
子どもなし	2.3	2.4	2.3
子どもあり		1.7	1.7
合計	2.2	1.9	2.1

世帯主の年収階層別

必要額が 1.4 万円と最も少なかったのは、世帯主年収が最も高い 800 万円以上の層でした。年収が多いと「児童手当」に大きく依存しなくても生活費が賄えると考えられるのでしょうか。次に必要額が少なかったのは年収が最も低い 199 万円以下の層で 1.8 万円でした。年収が少ない層は将来の生活費の想定額も相対的に少なくなる傾向があります。

反対に、必要額が 2.2 万円と最も多かったのは、年収 200 ~ 399 万円と年収 600 ~ 799 万円の層でした。前者はほぼすべての人が「児童手当」をもらうことができますが、後者は所得制限があるのために「児童手当」をもらえない人が相当数います。

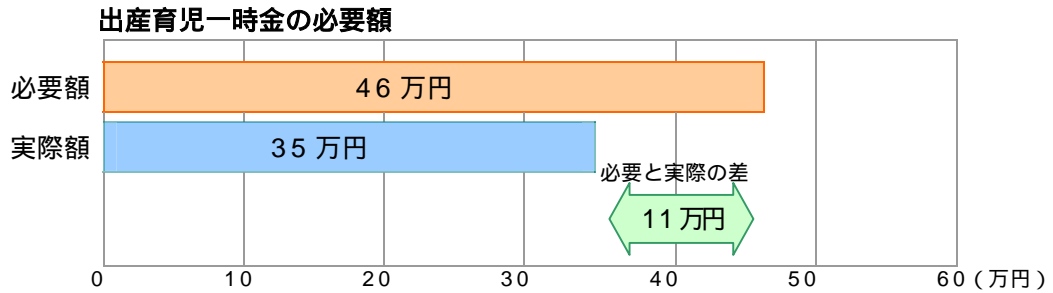
(図表 11) 年収階層別の必要額 (単位: 万円)

	年収階層別
~ 199 万円	1.8
200 ~ 399 万円	2.2
400 ~ 599 万円	2.0
600 ~ 799 万円	2.2
800 万円 ~	1.4

イ.「出産育児一時金」は 46 万円（11 万円不足）

出産は病気とはみなされないため通常は健康保険がききません。そのかわりに、出産育児一時金が支給されることになっています。現在の給付水準（実際額）は 35 万円であるのに対して、結婚・出産適齢層が必要と思う額は 46 万円でした。安心して子どもを産み育てるためには、11 万円不足していることとなります。

（図表 12）



（参考 3）「出産育児一時金」の実際額

	いくら	いつ	最大給付額
健保（会社員等）	一律 35 万円	出産後に申請、給付	35 万円程度
国保（上記以外）	35 万円が標準		35 万円程度

- 1 未婚や父親が不明な子、妊娠 85 日以降の流産や死産、人工妊娠中絶などであっても給付される
- 2 付加的な給付をする健保もある。国保は市区町村ごとに金額・条件を定める
- 3 出産予定日前に 8 割（28 万円）を受取ることが可能（無利子貸付制度）

（参考 4）「出産育児一時金」のカバー範囲

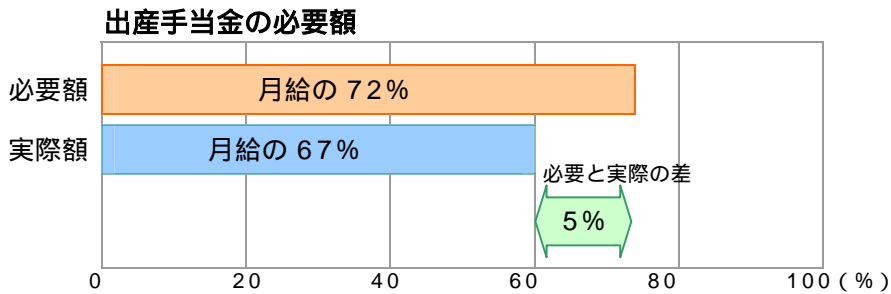
健康保険		国民健康保険
本人	被扶養者 （専業主婦）	本人

ウ.「出産手当金」は月収の72%（5%不足）

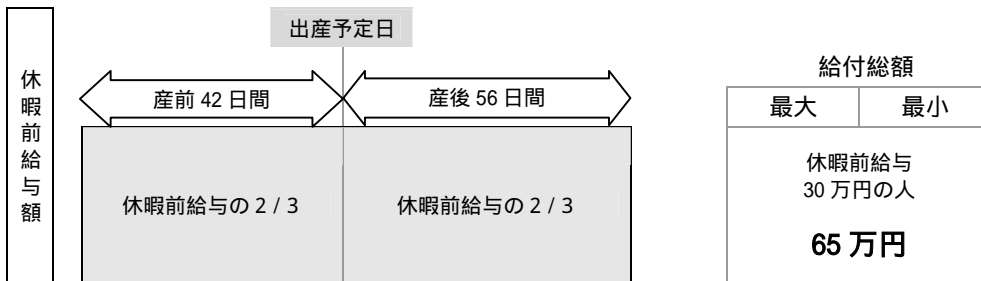
「出産手当金」は、産前・産後に勤めを休んだ女性を対象に原則として最大98日間支給されます。

現在の支給水準（実際額）は、産前・産後休暇前にもらっていた月給の3分の2（約67%）に相当する額です。それに対して、結婚・出産適齢層が「安心して子どもを生み育てるために必要」と考える額は72%でした。たとえば、月給30万円の女性であれば、実際額は98日間の合計で65万円、必要額は約70万円ということになります。「出産手当金」については実際額と必要額の差は比較的少額でした。

（図表13）



（参考5）「出産手当金」の実際額



- 1 未婚や父親が不明な子、妊娠85日以降の流産や死産、人工妊娠中絶などであっても給付される
- 2 有給の産前休暇等がある場合は、それを含めて2/3が給付される

（参考6）「出産手当金」のカバー範囲

健康保険		国民健康保険
本人	被扶養者 (専業主婦)	本人

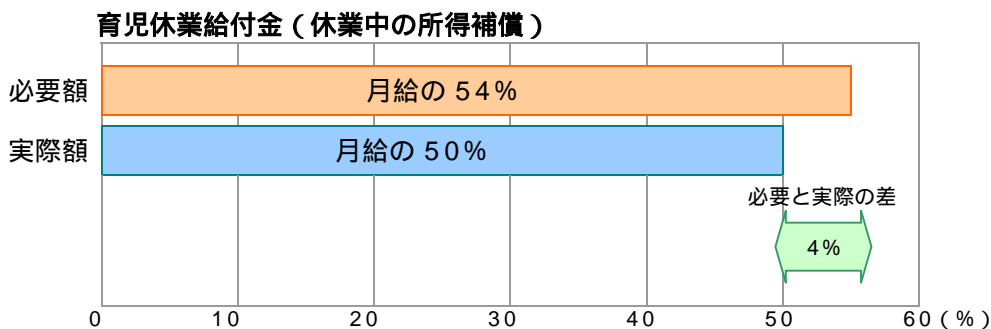
産前・産後休暇取得が条件

エ.「育児休業給付金」は月収の54%（4%不足）

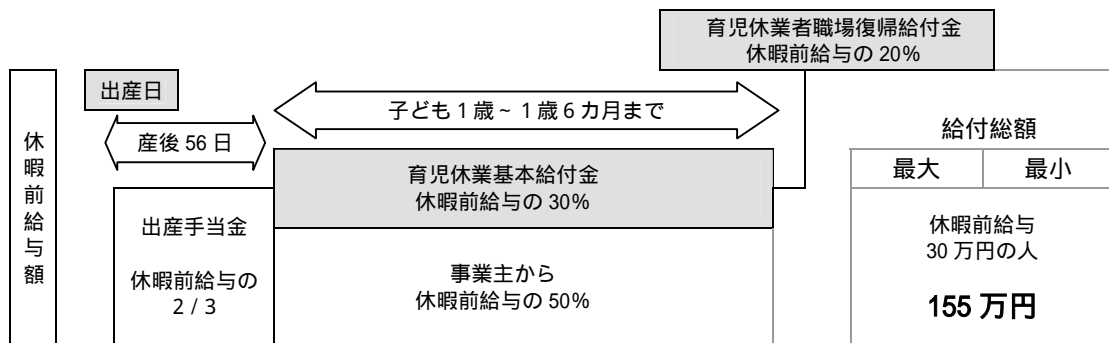
「育児休業給付金」は、育児のために勤めを休んだ場合に、原則として子どもが満1歳を迎えるまで支給されます。「出産手当金」に続けて受取ることが可能です。

現在の給付水準（実際額）は、育児休業前にもらっていた月給の50%に相当する額です。それに対して、結婚・出産適齢層が必要と考える額は54%でした。たとえば、月給30万円の女性であれば、実際額は子ども満1歳までの合計で約155万円、それに対して必要額は約167万円ということになります。両者の差は約12万円でした。ちなみに、「育児休業給付金」が支給されている間は、健康保険料と厚生年金保険料が免除されます。月給30万円であれば、免除額の合計は約38万円になります。

（図表14）



（参考7）「育児休業給付金」の実際額（事業主から休業前給与の50%が支給される場合）



- 勤続1年以上が対象（父親も対象）
- 「育児休業基本給付金」と「育児休業者職場復帰給付金」との合計が休業前給与の50%
- 保育所に入所したくても入所できない場合等、子どもが1歳6カ月まで給付延長できる場合がある。
- 育児休業中に会社から支払われる月給が、休業前の8割を越える場合は支給されない。

（参考8）「育児休業給付金」のカバー範囲

勤め人		自営業者等
勤続1年以上	勤続1年未満	

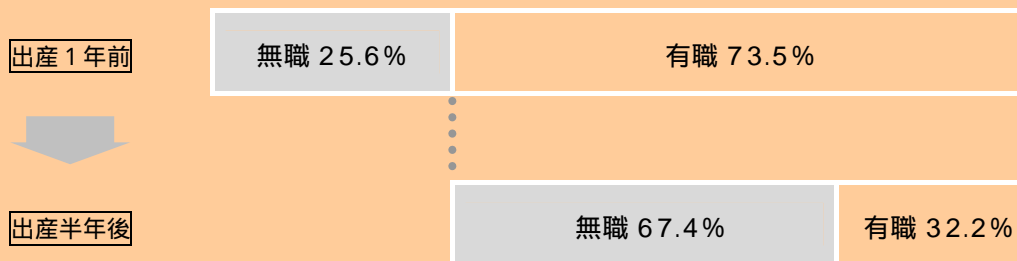
「育児休業給付」の取得率について

第1子出産を機に、女性の7割が仕事を辞めている

図表15は、2001年1月10日～17日、7月10日～17日の間に出生した子の母親を追いかけた調査の結果です。パネル調査ですので調査時点は多少古くなりますが、出産・離職という経時的な変化をとらえるには最適な調査手法です。

出産1年前に有職者だった女性の67.4%（約7割）が第1子出産を機に仕事を辞めています。

（図表15） 出産と女性の就業

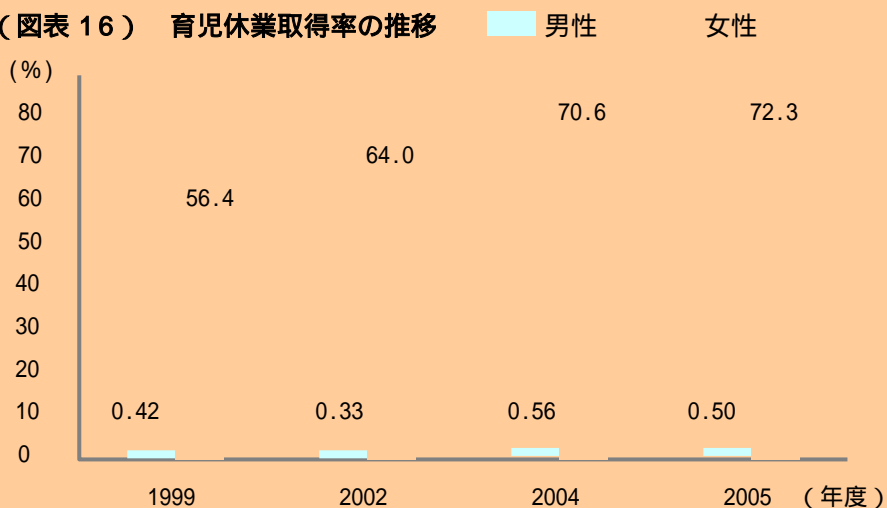


出典：厚生労働省「第1回21世紀出生児縦断調査」（2001年）

仕事を辞めた7割の女性は、育児休業取得率の分母から外されている

図表16は、日本の育児休業取得率の推移です。2005年の女性は72.3%（同年の目標値は80%）に達していますが、その72.3%を計算するときの分母は、「出産した女性労働者」であり、出産前に仕事を辞めた約7割の女性や育児休業の対象外の有期雇用者等はそもそも分母に入っていません。たとえ、目標値の80%が達成されたとしても、出産した女性の少数派に過ぎないことに留意する必要があります。

（図表16） 育児休業取得率の推移



出典：厚生労働省「女性雇用管理基本調査」（2005年）

「育児休業手当金」の子育て支援施策としての実効性を高めるためには、出産を機に仕事を辞める女性が少なくなるような環境づくりが欠かせません。もちろん、男性の育児休業取得率が低すぎることも日本の大きな課題です。

2. 「児童手当」で子育て費用はどの程度賄えるか

ア. 日本の子育て費用

図表 17 は、内閣府が 2005 年に「社会全体の子育て費用に関する調査研究」として発表したデータを用いて当研究所が作成したものです。未就学児童の子育て費用の平均は、年間 52.3 万円ですから、月当たりでは約 4.4 万円になります。同様に、小学生は年間 81.7 万円、月当たり約 6.8 万円です（図表 18）。

（図表 17） 日本の子育て費用（家計の負担、小学校卒業まで）

	未就学児童		小学生	
	総額 (億円)	子ども1人 当たり(万円)	総額 (億円)	子ども1人 当たり(万円)
児童福祉サービス費	4,446	6.3		
医療費、妊娠・出産費	7,608	10.8	1,043	1.5
教育費	9,377	13.3	18,669	25.7
その他生活費	15,410	21.9	39,595	54.5
子育て費用計	36,841	52.3	59,307	81.7

就学別人口は、2002 国勢調査

「児童手当」の立法時の目的は、出生率対策というよりは、子育て家庭の所得補償と児童の健全育成、資質向上でした。もちろん、そのような目的の達成を通じて、結果として、出生率が改善することを現在の国民の多くは期待していると考えてよいでしょう。

（図表 18） 子育て費用と児童手当（第 1 子・2 子） *（ ）内は未就学 7 年間、小学 6 年間の合計

	未就学児童（万円）		小学生（万円）
	0-2 歳	3 歳～	
子育て費用（月額）	4.4 (369)		6.8 (489)
児童手当（必要額）	2.1 (176)		2.1 (151)
児童手当（実際額）	1.0 (36)	0.5 (24)	0.5 (36)

イ. 「児童手当」で子育て費用はどの程度賄えるのか

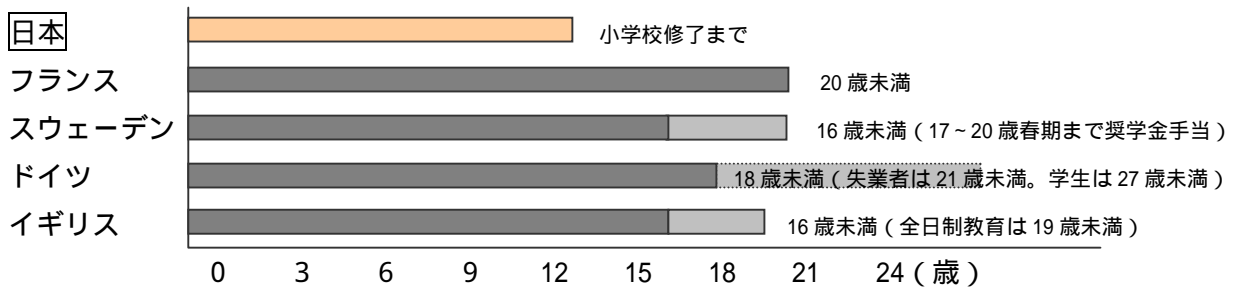
現在の「児童手当」（第 1 子・2 子）は 1 万円または 0.5 万円です。未就学児童の子育て費用（月額）は 4.4 万円ですから、「児童手当」で賄えるのは 1/4 弱あるいは 1/8 弱です。たしかに、この金額では出生行動への影響はあまり期待できないかもしれませんが、今回のアンケート（P9 参照）で明らかになった「児童手当」の必要額 2.1 万円にまで引き上げた場合はどうでしょうか。

「児童手当」の必要額 2.1 万円は未就学児童の子育て費用の 1/2 弱に、小学生の子育て費用の 1/3 弱に相当します。この水準であれば、年収が相対的に低い小学生までの子を持つ親の経済的な負担感を軽減することが期待できるのではないのでしょうか。事実、欧州で出生率の回復を実現した国では、それぞれに 2 万円前後の「児童手当」を支給しています。月 2 万円前後は、出産行動を刺激する「しきい値」のようなものかもしれません。もしそうであるならば、次の検討課題は、財源ということになります。

3. 「児童手当」の国際比較

わが国の「児童手当」は 1972 年の制度発足以来、時々々の財政事情や政治情勢等により揺れ動いてきました。1989 年の 1.57 ショック以降は、1991 年、2000 年、2004 年、2007 年に続けて改正が行われ（P2 参照）支給額の増額と支給期間の延長が実現しています。しかしながら、ヨーロッパ諸国の類似制度をみると、子ひとりの支給総額はおおむね日本の 2～5 倍、支給期間も 16 歳未満ないしは 20 歳未満までとなっており、わが国の「児童手当」が相対的に低い水準にあることは否めません。

（図表 19） 「児童手当」支給期間の国際比較



子ひとりの支給総額（図表 20 のカッコ内）をみると、月額でみるよりも欧州各国との差が大きいことが分かります。第 2 子の支給総額は、ドイツとフランスは日本の約 5 倍、スウェーデンは日本の約 3 倍、イギリスは日本の約 2 倍です。スウェーデンは児童が学生であれば 20 歳まで、同額の奨学金も併せて支給されます。ドイツは学生であれば 27 歳未満まで、イギリスも全日制の学生であれば 19 歳未満まで支給の対象です。また、フランスは第 2 子からの支給ですが、11 歳以上に割り増しがあります。

（図表 20）「児童手当」支給月額の国際比較（単位：万円） *（ ）内は子ひとりの支給総額

		日本	フランス	スウェーデン	ドイツ	イギリス
支給月額	第 1 子	0.5(96)		1.6(307)	2.3(496)	1.6(307)
	第 2 子	0.5(96)	1.7(475)	1.6(307)	2.3(496)	1.0(192)
	第 3 子	1.0(156)	2.2(595)	1.9(364)	2.3(496)	1.0(192)
	第 4 子	1.0(156)	2.2(595)	2.7(518)	2.7(583)	1.0(192)
	第 5 子	1.0(156)	2.2(595)	3.0(576)	2.7(583)	1.0(192)
割増等	第 1 子・第 2 子は 0～2 歳 + 0.5	11～15 歳 + 0.4 16～19 歳 + 0.9	16 歳を過ぎてても学生は奨学金手当支給	失業者 21 歳未満、学生 27 歳未満	全日制教育は 19 歳未満	
所得制限	あり	なし	なし	原則なし	なし	
税制上の扶養控除との一本化	税制上の扶養控除あり	税制上の控除「N分のN乗方式」あり	48 年に税制上の控除を廃止し児童手当に一本化	児童手当と税制上の控除のいずれかを選択する方式	77 年に児童手当に一本化。01 年に税制上の控除を導入	
財源	公費、事業主拠出金	家族給付全国基金、事業主拠出金、税	国庫負担	公費負担	国庫負担	

アメリカには「児童手当」は存在しないものの、被扶養者 1 人につき 3,100 ドルの所得控除があるほか、17 歳未満の児童を養育する世帯については扶養児童 1 人につき 1,000 ドルの税額控除がある

4. 必要額を支給するための財源

「児童手当」などの「子育て支援給付」を拡充するには、当然ながら追加の財源が必要です。仮に、P9～13に示した「安心して子どもを生み育てるために欲しい金額（必要額）」を実際に支給すると、どれくらいの財源が必要になるのでしょうか。

ア. 追加財源は約 2.0 兆円

図表 21 の は実際に支給された金額、 は本調査で明らかになった「安心して子どもを生み育てるために欲しい金額（必要額）」を実際に支給した場合に必要な金額を試算したものです。 から を引いた約 2.0 兆円が追加財源です。

（図表 21） 子育て費用支援策の財源（ は 2004 又は 2005 年度、 は本調査結果）

	支給人数 (万人)	実際額 (億円)	必要額 (億円)	- 追加財源 (億円)
児童手当	748.5	6,249	24,201	17,952
出産育児一時金	102.2	3,085	4,730	1,645
出産手当金	21.5	823	988	165
育児休業給付	11.9	895	1,208	313
合計	884.1	11,052	31,127	20,075

出典：社会保険庁「政管等の事業年報」、厚生労働省「国民健康保険事業年報」

イ. 児童の扶養控除（税収）を追加財源に充当すると

児童を対象とした扶養控除を廃止して、それによって増加する税収を「児童手当」等の追加財源として充当することを考えてみましょう。図表 22 に示したとおり、児童を対象とした扶養控除（扶養控除および特別扶養控除）の税収相当額は、約 2.1 兆円（2001 年）です。扶養控除を廃止し「児童手当」等に充当することによって、追加財源の約 2.0 兆円を賅うことができそうです。

（図表 22） 児童の扶養控除（2001 年度課税ベース見込額）（単位：億円）

	所得税	住民税	合計
児童の扶養控除	15,000	6,000	21,000

もちろん、扶養控除廃止と「児童手当」の一本化については、十分な議論が必要でしょう。ちなみに、一本化を支持する根拠には次のようなものがあります。

- 扶養控除は担税力の調整を目的とするが、その実質的な経済効果に着目すれば児童手当等の子育て支援策と類似している。
- 累進課税の下で扶養控除は高所得者ほど「減税効果」が高くなるが、このような政策的意味合いを持たせる必要性はない。また、受益者を納税者に限定する必要もない。
- 現金支給は消費者の主権を尊重。また、国民に分かりやすくインパクトのある政策。

スウェーデンやかつてのイギリスのように、扶養控除と「児童手当」の一本化を実現した国もあります。たとえば、「児童手当」を 5 千円 1 万円と増やしても出生行動への影響は軽微かもしれませんが、2 万円を超えると影響が顕著になるといったことは考えられないでしょうか。子育て支援の予算を集中的に配分することによって、支援策としてのメッセージ

を「分かりやすく」伝える工夫が求められているのかもしれません。

調査表（質問票）

FF 子育てを支援する制度について

日本には、「子育てを支援する趣旨の現金給付や優遇措置」がたくさんあります。代表的なものを以下の表にお示ししました。まずは、FF1へお進みください。

			「子育て支援給付」の概要	給付額・優遇額（*）
国民年金	1	遺族年金	夫と死別した妻への給付（18歳まで）	子1人月約8.5万円
厚生年金	2	保険料免除	育児のために会社を休んだ期間の保険料を免除（最長3年）	保険料相当額優遇
健康保険	3	出産手当金	産前産後に会社を休んだ期間の所得保障として（最長98日間）	休業前賃金の2/3
	4	出産育児一時金	子を産んだ母は、一時金として	子1人35万円
	5	保険料免除	育児のために会社を休んだ期間の保険料を免除（最長3年）	保険料相当額優遇
	6	被扶養者（子）	勤め人の子は保険料負担なしで健康保険に加入できる	保険料相当額優遇
	7	窓口負担金軽減	勤め人の子は診療窓口での自己負担金の割合を軽減（3歳未満）	2割（1割軽減）
雇用保険	8	育児休業給付	育児のために会社を休んだ期間の給付として（最長1年6カ月）	休業前賃金の50%
税優遇	9	扶養控除	子がいる人の所得税・住民税は優遇（課税所得額から控除）	子1人年38万円
その他	10	児童手当	子がいる世帯への児童手当として（小学校修了まで）	月0.5～1万円
	11	児童扶養手当	母子家庭手当として（18歳まで）	月0.3～4.1万円
	12	自治体独自給付	（例：東京都の場合）母子・父子手当として（18歳まで）	子1人月1.35万円

* 2006年度の概算。給付には所得制限等の条件がある。

FF1. あなたは、あなた自身が子育てをした場合に、いくら程度の現金等が国から支給されるかについて、どの程度知っていましたか。上表をみながら、ひとつずつお答えください。

(は1つずつ)			いくら程度もらえるかについて					05
			正しく知っていた	大まかに知っていた	少しは知っていた	ほとんど知らなかった	まったく知らなかった	
国民年金	1	遺族年金	1	2	3	4	5	<12>
厚生年金	2	保険料免除	1	2	3	4	5	<13>
健康保険	3	出産手当金	1	2	3	4	5	<14>
	4	出産育児一時金	1	2	3	4	5	<15>
	5	保険料免除	1	2	3	4	5	<16>
	6	被扶養者（子）	1	2	3	4	5	<17>
	7	窓口負担金軽減	1	2	3	4	5	<18>
雇用保険	8	育児休業給付	1	2	3	4	5	<19>
所得税	9	扶養控除	1	2	3	4	5	<20>
その他	10	児童手当	1	2	3	4	5	<21>
	11	児童扶養手当	1	2	3	4	5	<22>
	12	自治体独自給付	1	2	3	4	5	<23>

FF 子育てを支援する制度について

FF2. いくら程度の子育て支援給付が支給されるかを正しく知ることによって、子育てに対する経済的な負担感・不安は和らぐと思えますか。前ページの表をみながら、お答えください(は1つ)

経済的な負担感・不安は				
和らぐ と思う	やや和らぐ と思う	かわら ない	やや増す と思う	増す と思う
1	2	3	4	5

<24>

FF3. 安心して子どもを育てるには、どの程度の子育て支援給付が必要と考えますか。以下の各項目について、前ページの表をみながら、お答えください(整数を記入、「10」、「11」は小数点第一まで記入)

		必要と考える給付額・優遇額	<参考> 現在の給付額・優遇額
健康保険	3 出産手当金	休む前の賃金の____%	休業前賃金の2/3%
	4 出産育児一時金	____万円	子1人35万円
	7 窓口負担金軽減	窓口での自己負担____割	2割(1割軽減)
雇用保険	8 育児休業給付	休業前賃金の____%	休業前賃金の50%
その他	10 児童手当	子ども1人につき____.____万円	月0.5~1万円
	11 児童扶養手当	子ども1人につき____.____万円	月0.3~4.1万円

参考文献

- 小塩隆士（2005）「人口減少時代の社会保障改革」日本経済新聞社
- 河本淳孝（2007）「社会保障給付の知識が結婚・出産意欲に与える影響」『保険研究』第59集
- 国立社会保障・人口問題研究所（2005）「子育て世代の社会保障」東京大学出版局
- 社会保障研究所（1993）「女性と社会保障」東京大学出版局
- 社会保障研究所（1994）「現代家族と社会保障」東京大学出版局
- 内閣府（2006）「少子化社会白書」ぎょうせい
- 内閣府（2005）「少子化と男女共同参画に関する社会環境の国際比較報告書」国立印刷局
- 日本家政学会家庭経済学部会関東地区会（2004）「少子高齢社会と生活経済」建帛社
- 樋口美雄=財務省財務総合政策研究所（2006）「少子化と日本の経済社会」日本評論社
- 広井良典（2004）「日本の社会保障」岩波新書

「子どもを生みたいと思う人が生める環境」づくりを

2007年6月に発表された合計特殊出生率は1.32と前年の1.26から僅かに上昇しました。しかしながら、そのような僅かな出生率の上昇は2000年にも経験（2001年からは5年連続で下降）しており、今後の継続的な出生率の回復について確かな展望があるわけではありません。人口減少を止めて人口構造をより望ましい状態に落ち着けるためには、2006年のような僅かな上昇が10年を超えて続く必要があります。

少子化対策に特効薬はないと言われます。また、出生率への政策介入については、その是非や実効性について十分に議論が尽くされたとは言えません。しかしながら、それらの議論に決着がつくのを見届けるほどの余裕は今の日本にはありません。

多くの有識者が指摘しているとおり、思い切って、発想を転換する必要があります。政策の目的は出生率の回復ではなく、「子どもを生みたいと思う人が生める環境」を整えることです。そのような環境づくりを目指して、国民の立場で十分に納得のできるよりよい子育て支援施策のあり方を追求して、誠意ある努力と改良の工夫を積み重ねることによって、出生率はあるべき水準に届くのではないのでしょうか。